

麒麟のまち地域食堂ネットワーク 会則

(名称)

第1条 本会は、「麒麟のまち地域食堂ネットワーク」と称する。

(目的)

第2条 本会は、「こども食堂」を核とした、生活困窮者や高齢者、障がい者など様々な立場の「地域食堂」が継続的・安定的に運営を行うため、「食堂」を支援する団体とも連携し、互いに支え合う仕組みを構築し、もって地域共生社会をめざす取り組みに資することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 情報交換会の開催及びネットワークへの参加呼びかけ
- (2) 寄付や提供食材等の共同管理
- (3) 衛生管理に関する情報提供や講習会の開催
- (4) ボランティア等の人材確保の支援
- (5) 全体事業の実施
- (6) 立上げに関する支援
- (7) 活動の情報発信
- (8) その他目的達成に必要な活動

(構成)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する次の団体等で構成する。

- (1) 地域食堂を運営する団体等
- (2) 地域食堂を支援する団体等

(全体会)

第5条 本会の活動及び運営に関する重要事項を協議するため、必要に応じて全体会を開催する。

(連絡会議の開催)

第6条 本会の活動を柔軟かつ機動的に行うために、連絡会議を随時開催する。

(委員会の設置)

第7条 本会の活動を円滑に進めるために、必要に応じて委員会を設置することができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 共同代表(若干名)
- (2) 会計監査(若干名)
- (3) ただし役員は無報酬とする

(事務局)

第9条 事務局を鳥取市中央人権福祉センター(鳥取市幸町151)に置く。

(会計)

第10条 会計事務は、事務局において行う。

(会則の改正)

第11条 この会則を改正する場合は、全体会の議を経なければならない。

附則

この会則は、平成29年11月27日から施行する。

麒麟のまち地域食堂ネットワーク 役員

(令和4年12月27日より)

共同代表	河原共助会 代表 佃 亜紀
	社会福祉法人鳥取福社会 理事長 松下 稔彦
会計監査	江山子ども食堂運営委員会 代表 福田 和之